一人、企画官三人、上席会計監査官一人、首席査察官一人、統括技術研究調査官四人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官一人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。）として置かれるものとする。

２～５　（略）

（削る）

６　（略）

一人、企画官三人、統括技術研究調査官四人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官十五人、核物質防護指導官二人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。この場合において、当該上席核物質防護対策官は、原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。以下同じ。）として置かれるものとする。

２～５　（略）

６　統括技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するものを助ける。

７　（略）

７　首席査察官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち保障措置検査（原子炉等規制法第六十一条の八の二第二項に規定する保障措置検査をいう。）及び立入検査（原子炉等規制法第六十八条第一項、第四項、第七項又は第八項の規定による立入検査をいい、原子力の平和的利用の確保に係るものに限る。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

８　統括技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するものを助ける。

９～13　（略）

（新設）

８～12　（略）

附　則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省
国土交通省
環境省告示第一号

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成三十一年厚生労働省国土交通省環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）

改正前	
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）